

地権者説明会(10月26日開催)でのご質問(抜粋)

- 1 丈六ため池に草が繁茂している。何とかしてもらえないか。またため池の安全性はどうか
→放射性物質対策工事の完了後、降水量が異常に少なく池底に水が無いため草が繁茂したものと推察します。一年生雑草で冬季間には枯れる見込みです。貯水状態が保たれば再度の発芽はないものと考えているため、経過観察を続けていきます。
→また、放射性物質対策工事で調査した結果、ため池の水からは放射性物質は検出されていないため営農に支障はありません。
- 2 農業用水がまだ来ていない水田はどうすればよいか。
→水稲作付けを再開する水田の用水は通水できるようにしていくので、早めに町に連絡してほしいです。
- 3 令和7年度も営農再開支援事業(畦畔の補修や地力回復のための堆肥投入)を活用する場合は特定農作業受委託契約となるとのことだが、何年契約となるのか。
→農地所有者が立てた営農計画で担い手が農作業を行っていきませんが、双方の話し合いで期間を決めており、1年間の契約で更新していくことが多いです。
- 4 農地バンクと契約しなければならないのか。
→特定農作業受委託契約を継続していくことも可能ですが、担い手の方が立てた計画での営農ができるよう賃貸借契約への移行を勧めています。
→農地法での貸し借りもありますが、農地バンクを活用すると契約は地域計画ごとに1つで済むことや納税猶予の継続などのメリットがあるので、浪江町及び農業委員会では農地バンクとの賃貸借を推奨しています。
→また、ほ場整備を行った後の農地については、農地バンクが地権者から農地を借り受け、賃貸借契約を行います。一定要件を満たす担い手に対しては、ほ場整備後概ね10年間にわたり賃借料を補助します。農地を貸し付けた地権者に対しては、担い手に代わり農地バンクが賃料を支払うことになるため、農地バンクとの契約が必要となります。
- 5 ほ場整備までの対応はどうなるのか。
→今、営農再開支援事業で行っている草刈り等の保全管理は令和6年度に終了となります。令和7年度からは営農再開となりますので、図面で色塗りされている担い手(ほ場整備後の担い手)を中心に管理、営農していただくことになります。出来ない農地については、農地所有者の管理となります。
- 6 ほ場整備が行われるまでの間は、ソバなどで営農していこうと検討している。そのためには、播種機や乾燥機、汎用コンバインが必要となる。町で何か補助はあるか。
→町の事業で「立上がる営農等への支援事業」があり、定植や消毒、収穫等に必要の小型管理機等への購入補助や本格的な機械導入のためには県事業があるので相談してください。



高瀬地区 地域計画だより

令和6年11月 第1号
高瀬行政区、高瀬復興組合
浪江町役場・農業委員会

平成23年の東日本大震災から14年が経過し、この間、震災前に高瀬地区で農業を行っていた方も一時避難しており、ご苦労されていることと推察します。

震災後の営農再開に向けて、平成27年に高瀬農事組合を作り、順次除染が完了し地権者に返された農地の草刈りや耕耘などを行ってきました。当時は限られた組合員による作業でしたが、今後の営農再開に向け一丸となって取り組んできました。

平成31年には高瀬地区の農業の今後の目標(ビジョン)を策定し、「先人の 想いに戻せ 高瀬地区」を営農再開のスローガンとして定め役員による話し合いを定期的に行ってきました。

また、地権者の意向確認を行ったところ、「今後、営農はやれない」「できない」と回答した人が多く、営農再開に向けた担い手の掘り起こしに苦慮しながら検討を重ねてきました。

今回の提案は、こうしたら高瀬地区の農地を守っていけるといふ、担い手の案で今後、この計画に向け地権者のご理解とご協力が不可欠となります。

これまでは草刈りや耕耘などは国の助成金を活用してきましたが、令和6年度でこの補助は終了することから、令和7年度からの営農再開に向けた計画づくりが急務となっており、これが今回の地域計画の担い手案となっています。

ほ場整備により使いやすい農地となるまでの間は、そばなどの栽培も含めさらに詳細を詰めていく予定です。

農地所有者の皆様には、今後は貸し手としてご理解をお願いすることとなりますので引き続きよろしくお願いいたします。

令和6年11月 高瀬行政区長 清水 淳助



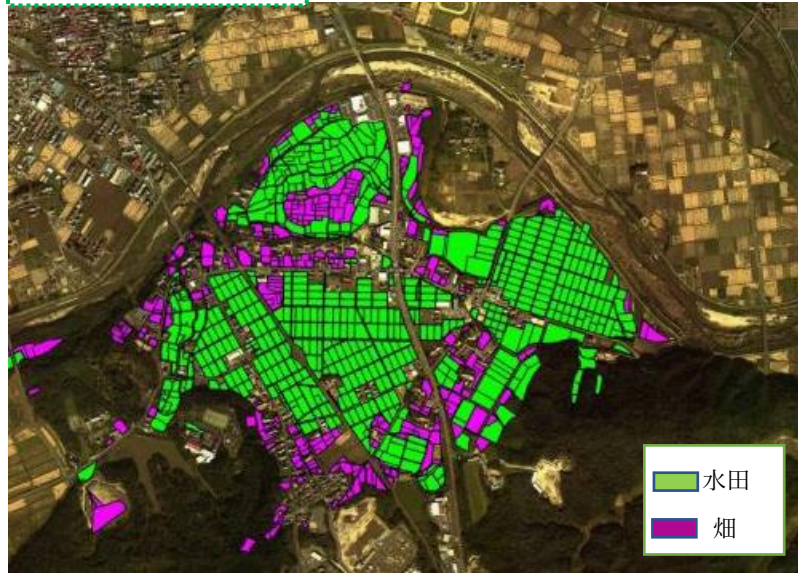
◆地域計画とは

全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作地が増加しています。浪江町でも例外ではなく地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『地域計画』です。国の制度で令和6年度までに全国各地での策定が求められています。

浪江町でも令和7年度から営農再開を目標に取り組んできたことから、地域計画と連動して担い手の検討を行っています。

町内18地区のうち、現在5地区で地域計画が確定しました。高瀬地区についても昨年度から役員、担い手を中心にまず、「誰が、どこで、何をつくるのか」の検討を行ってきました。

震災前の農地



震災前は水稻を中心に 44 軒の農家が作付けし、32 軒が出荷していました。

震災による一時避難から長期間の営農中断を余儀なくされました。

震災後は平成 27 年に農事復興組合(25 軒参加)を立ち上げ、高瀬地区内の約 40 ヘクタールの農地の保全管理を行ってきました。

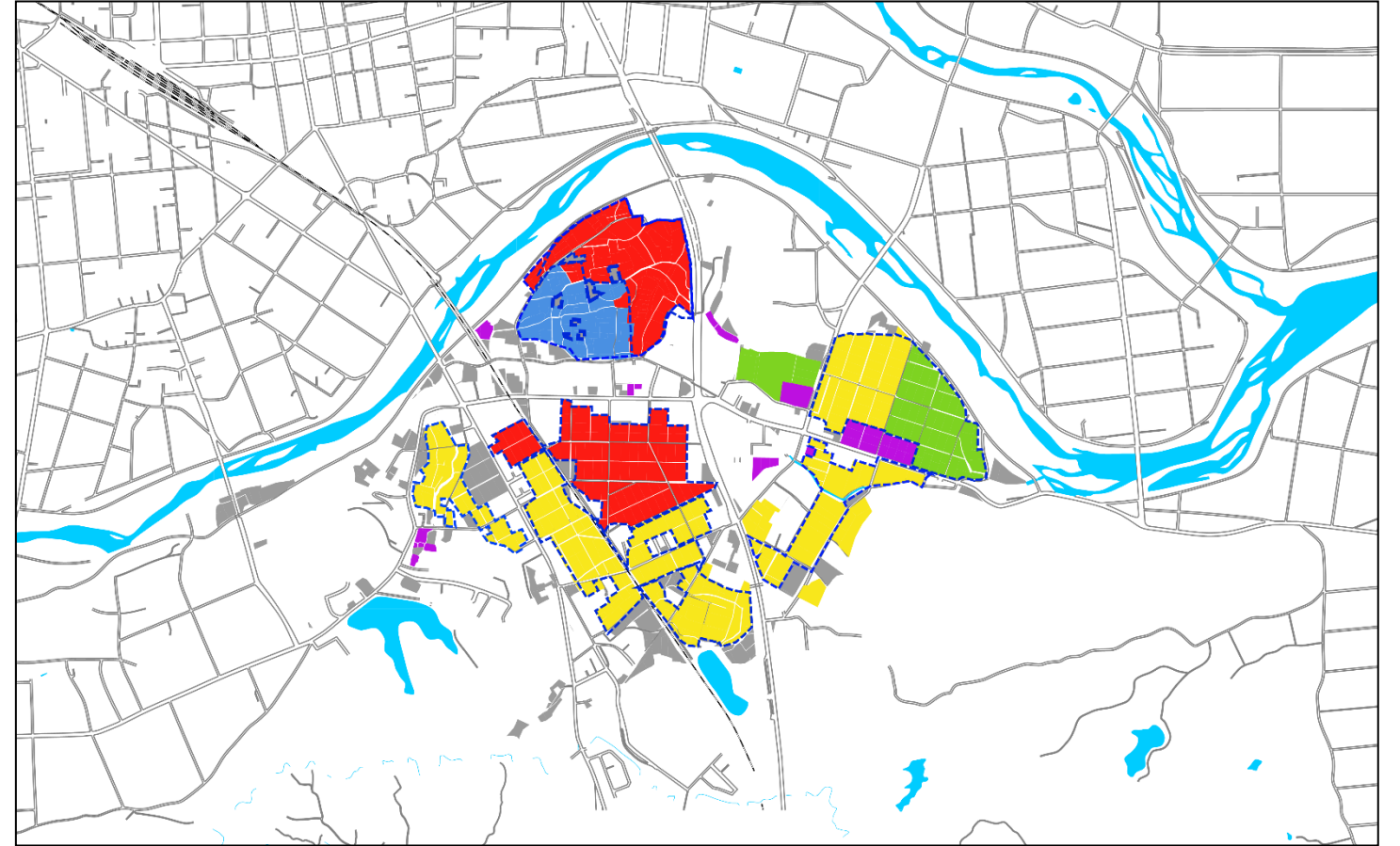
営農再開の意向調査結果

営農再開の意向	平成30年実施	令和6年1月実施
営農再開したい	8人	8人
営農再開しない	22人	30人
検討中、未回答	18人	6人
	48人	44人

これまで 2 回、農地所有者の意向を確認したところ、営農再開する農地所有者は限られており、震災前は44軒の農家で作付けしてきた水田も、限られた農業者で作付けしていくこととなるため、効率的に営農できるよう、担い手ごとに農地を集約化したり、必要な農業用機械についても担い手の方が自己調達していく予定です。

高瀬地区の担い手(案) 《ほ場整備も含めた高瀬全体》

令和 6 年10月現在



区域内農地 58 ヘクタール
担い手面積 48 ヘクタール (82%)

ほ場整備対象区域

担い手

原田 良一 (14.3ha) 吉田 洋一(21.1h) 清水 淳助(4.1ha)
JA アグリサポート(6.0ha) 自作地(2.3ha) 未耕作農地 (10.4 h a)

今回の担い手案で自作地で営農予定している他の農地所有者はいないか確認していきます。地域計画の策定範囲は、ほ場整備区域も含んでいることから、地域計画の担い手は、ほ場整備の担い手が決まった後となります。

令和 7 年度で畦畔の補修や堆肥投入による地力向上などの農地は営農再開支援事業(国の補助)を活用する農地では、令和 7 年度は農地バンク契約ではなく、これまでも行ってきた、「特定農作業受委託契約」により農地所有者と担い手間で契約となります。契約手続きは別途、関係部署からご案内します。

営農再開支援事業を活用しない農地は 7 年度に農地バンクとの契約を検討していきます。

令和 8 年度からは農地バンクとの契約を予定しています。

今回、担い手の決まらなかった農地については、引き続き担い手が決まるよう新規就農者などに紹介していきますが、地権者の方には適切な管理をお願いします。

ほ場整備担当からのお知らせ

ほ場整備は、ほ場整備推進委員会で検討しており、年度内中にほ場整備後の担い手を決定します。工事は、令和 9 年度からの予定です。

お問合せ

❖浪江町役場 農林水産課農政係(地域計画担当) ☎0240-34-0245
❖浪江町役場 農林水産課農業土木係(ほ場整備担当) ☎0240-23-5769
❖浪江町農業委員会事務局 ☎0240-23-5706
❖福島県農業振興公社(浪江町役場駐在) ☎0240-23-5716